

東日本大震災／原子力災害関連 無料相談コーナー

秘密は守られます。
ひとりで悩まず、気軽にご相談ください。

被災者専用フリーダイヤル 震災 法テラス ダイアル

二重ローンや相続問題、被災者が直面している法的な問題などの相談に応じます。

震災 法テラス ダイアル

おなやみレスキュー
☎ 0120-078309

受付時間 平日 9時～21時
土曜日 9時～17時

問合せ 日本司法センター
福島地方事務所

☎ 050(3383)5540



福島県弁護士会被災者支援

●震災・原発無料電話相談

対象者 東日本大震災、原子力災害で被災された方

受付時間 平日14時～16時

☎ 024(534)1211

☎ 024(925)6511

☎ 0242(27)2522

☎ 0246(25)0455

●震災・原発無料面談相談(予約制)

対象者 東日本大震災、原子力災害で被災された方

実施場所 相馬法律相談センター(相馬市)

予約方法 平日10時～16時

※フリーダイヤルでご予約ください。

☎ 0120(700)791

●原子力発電所事故被災者救済支援センター

対象者 原子力発電所事故で被災された方

内容 原発事故の被災者救済を支援するために
弁護士を紹介

相談料 3回まで無料

受付時間 平日10時～15時

☎ 024(533)7770

●インターネットや携帯電話での情報提供

HPアドレス

<http://business3.plala.or.jp/fba/>

携帯HPアドレス

<http://business3.plala.or.jp/fba/k/>

問合せ 福島県弁護士会相馬支部 ☎ 4789



司法書士会無料法律相談

土地や建物の登記、会社の法人登記、相続問題などの法律相談会を開催します。

●南相馬市放射線総合センター

相談日 4月7日(土)

相談時間 13時～16時

●鹿島区役所

相談日 4月21日(土)

相談時間 13時～16時

問合せ 福島県司法書士会

相双総合相談センター

☎ 240428



被災者支援何でも相談会

市では、損害賠償問題をはじめ、相続問題や税理問題、借家契約、土地や建物の登記などの相談にそれぞれの専門家が応じます。

相談日 司法書士・行政書士相談 火・木曜日
弁護士・税理士相談 水・金曜日

相談時間 14時～16時

相談場所 南相馬市放射線対策総合センター

(原町区萱浜字巢掛場45番76)

(県立テクノアカデミー浜東隣)

問合せ 生活環境課 ☎ 245231

原子力損害賠償和解の 仲介をします

原子力損害賠償紛争解決センターは、原子力発電所事故によって被害を受けた方の損害賠償請求を、円滑、迅速かつ公平に紛争解決することを目的に設置されました。

和解の仲介を希望される方は、ご相談ください。

相談内容 「東京電力に被害の申し出をしたが賠償されない」「東京電力が提示する条件では合意できない」など賠償全般

受付時間 10時～17時(平日)

問合せ 原子力損害賠償紛争解決センター

☎ 0120(377)155



避難先の市町村で行政サービスを受けることができます

原発避難者特例法に基づき、南相馬市から住民票を移さずに避難されている方でも、平成24年1月から避難先の市町村で次の行政サービスを受けることができますようになりました。

なお、詳しい行政サービスの内容は、担当課へお問い合わせください。

特例事務の行政サービス

【医療・福祉関係】

- ・ 要介護認定等に関する事務
(長寿福祉課介護保険係 ☎④ 5 3 3 4)
- ・ 養護老人ホーム等への入所措置に関する事務
(長寿福祉課長寿福祉係 ☎④ 5 2 3 9)
- ・ 介護予防等のための地域支援事業に関する事務
(長寿福祉課長寿福祉係 ☎④ 5 2 3 9)
- ・ 保育所入所に関する事務
(幼児教育課幼児育成係 ☎④ 5 2 4 2)
- ・ 予防接種に関する事務
(健康づくり課母子保健係 ☎③ 3 6 8 0)
- ・ 乳幼児、妊産婦等への健康診査、保健指導に関する事務
(健康づくり課母子保健係 ☎③ 3 6 8 0)
- ・ 児童扶養手当に関する事務
(男女共同こども課子育て支援係 ☎④ 5 2 1 5)
- ・ 特別児童扶養手当等に関する事務
(男女共同こども課子育て支援係 ☎④ 5 2 1 5)
- ・ 障害者、障害児への介護給付費等の支給決定に関する事務
(社会福祉課障がい福祉係 ☎④ 5 2 4 1)

【教育関係】

- ・ 児童生徒の就学等に関する事務
(学校教育課学務係 ☎④ 5 2 8 3)
- ・ 義務教育段階の就学援助に関する事務
(学校教育課学務係 ☎④ 5 2 8 3)

避難先の情報提供をお願いします

避難先の連絡を済まされていない方や、南相馬市に戻られた場合も含めて避難先の住所に変更が生じた方は、いずれかの方法でご連絡ください。

●●●情報提供の方法●●●

- ①移動連絡票(返信用封筒)で南相馬市へ届出書を提出する

※市外に避難されている方には、3月15日号に届出書を同封しています。



- ②避難先の市町村窓口へ備付けの届出書を提出する
※「全国避難者情報システム」によって南相馬市に伝達されます。

- ③南相馬市に電話で報告する
連絡先
南相馬市コールセンター
☎④ 1 1 0 0



お子さんが生まれた方は、必ずいずれかの方法で母子の居住地をご連絡ください。



避難先の市町村で行政サービスを受けるための流れ

